

甲府市立北西中学校 いじめ防止基本方針

H30.11月 生徒指導部

◇はじめに

いじめ問題は、生徒指導、生徒支援の根幹をなす課題として、本校においても、これまで以上に学校の組織力を最大限に生かせるような具体的な基本方針を考えなければなりません。そこで、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が施行されたことを受け、その趣旨にのっとり「いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「いじめ防止対策委員会」を立ち上げるものとします。

今後は、いじめ防止対策委員会を中心にいじめ防止のための取り組みを強化し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期解決に迫れるよう、迅速且つ適切な解決を図ることを目指しながら、教職員や保護者との相互理解、地域、関係機関との連携を図るなかで、いじめ根絶に向けた教育活動を推し進めていくものとします。以上の考えを基本としながら、甲府市立北西中学校における「いじめ防止基本方針」を策定いたします。H30年度には、文部科学省及び山梨県の基本方針改定に合わせて、本校の基本方針を改訂しました。

1、いじめ防止に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめ防止等に対策に関する基本理念

社会のグローバル化、核家族の増加からの家庭の孤立化などから、価値観の多様化が問題視されて久しい。また、大人社会全体が、人間関係の困難さを感じている昨今である。学校教育における集団づくりや人間関係における課題は、大きな意義を期待されながらも、その過程における子どもたちの心の問題は、深刻さを呈している。さまざまな問題を解決しながら成長を促していくことは、学校での大きな課題でありながら、一人一人の生徒が、どのような問題を抱えているのか、その生徒の目線に立ち、支えられなければ、どのような課題も意味がないといっても過言ではない。人間関係において、「いじめ」と感じられる問題は、どの生徒にも起こりうることであり、絶対にあってはならないと認識し、学校全体で取り組むべき課題と考える。

以下のような、「いじめ」に対する基本認識を全教職員で持ち、共通意識のもとに「いじめ防止対策および、いじめ対策」に取り組むことを基本理念とする。

- * いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- * いじめは、人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- * いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- * いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- * いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- * いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- * いじめは、家庭教育のあり方に深く関わり、生徒指導、生徒支援の根幹に関わる問題である。
- * いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

〈国の方針〉

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが徳治重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

* 法律の目的 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2、いじめ対策の組織

(1) いじめ対策委員会の設置・機能・役割

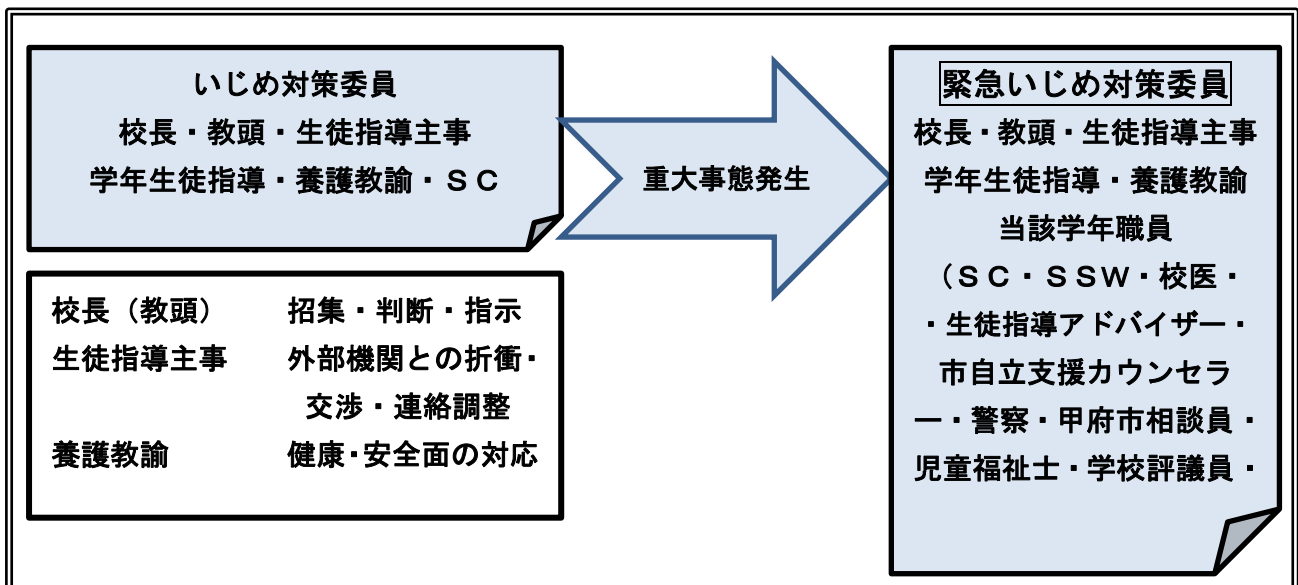
- * いじめ対策委員会は、学校長の任命により、より組織的な取り組みを目指す目的で設置するものとする。
- * いじめ対策委員は、いじめ発覚後の指導に留まらず、いじめを起こさないための基盤づくりを目指し、全教育活動に及んで予防的な方策を講じる組織とする。
- * いじめ対策委員会を中心に、いじめ相談、いじめの情報収集、いじめの情報の記録、アンケートの考察、いじめ対応の原案検討などを推進する。

構成委員

いじめ対策委員 (通常時)	校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・養護教諭 (SC・生徒指導アドバイザー・甲府市自立支援カウンセラーも必要に応じて参加)
緊急いじめ対策委員 (緊急時)	校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導・養護教諭 SC・SSW・生徒指導アドバイザー・市自立指導支援カウンセラー・校医・警察・甲府市相談員・児童福祉士・学校評議員・児童相談所CW

* 生徒指導部会の構成員を「いじめ対策委員」に充てるものとする。

いじめ対策委員組織



- * 定例の生徒指導部会をいじめ対策委員会に位置づける。
(日常的な情報交換・問題の把握、提供・アンケートの実施、考察・校内研修会の実施)
- * 緊急発生時のみ緊急いじめ対策委員会を設ける。
(重大事案発生時に機能させる)

3、未然防止の対策

(1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

未然防止に向け、「いじめを起こさない学級（学年・学校）づくり」に取り組むことが重要である。そのためには、教職員一人ひとりが「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という共通認識をもち、好ましい人間関係を築いたり、豊かな心を育てる「学級、学園集団づくり」を取り組みの基本とする。学校、学年、学級集団の実状、実態を適切に把握し、起こるべき事態を予見した取り組みを計画、実施していく。

(2) いじめを未然に防止するための方策

① 児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりより集団づくりを行う。

集団生活は、学級、学年での生活が母体となる。特に学級づくりにおいては、生徒同士が対等な関係にあるか、また調和する関係にあるか等、絶えず、良好な人間関係づくりを目指すものとする。一人ひとりの視点に立ち、学級の中に居場所があるのか、あるいは、人間関係のある教職員はいるのかなど、全校でのQ U検査などの取り組みを活用しながら、全ての生徒に目をむけながら、ルール観のある民主的な集団づくりに全教職員で努める

② 道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努め

道徳教育を通し道徳的価値について深く考えることができるようにする。また、道徳授業の年間活動計画を適宜見直していく（題材や資料等の内容検討を行う。）いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていけるよう工夫する。

③ 分かる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

日々の学習は、集団学習として行われている。よって、一緒に学ぶ意義、姿勢、態度を育成する。また、知識を共有化し、互いの向上を認め合えるような学習集団をつくっていく。そのためにも学習規律の見直しを図ると共に、授業研究を重ね、一人ひとりの生徒に目をむけた「わかる授業」「自己肯定感」を育てる授業を実現する。

④ 異年齢集団間・異校種間の連携を深める。

不登校問題の課題として、中1ギャップがある。特に、中学生になると学習面での躓きのみならず、先輩や後輩といった人間関係や、学級以外でのいじめ問題も考えなければならない。一つの集団の中だけで人間関係の構築や学習へのスキルを学ばせるのは、危険とも言える。様々な、関わり合いの中で、自ら感じ得たことや気づき、ふれあいなどから、求められてくる学習や活動とのバランスの取り方なども学んでいく。小学校との交流や、先輩などの講話、全校でのふれあい活動、生徒会活動など、様々な場面を設定し、連携を深めていく必要がある。

⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。

計画実行には、自らの評価と、次への改善の工夫が必要である。子どもたちには、一度の中学時代なので、今年うまくいかなかったから、来年取組もうというわけにはいかない。目の前の生徒に対しては、短いサイクルでの検証を行い対策を工夫すると同時に、学校全体での取り組みへの改善は、生徒の実態や実状にあわせて、具体的に提案し、実践につなげていく。

⑥ 全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

「いじめ」に対する教職員の理解は、対策の取り組みには重要な第一歩であり、いじめのメカニズム、特徴、事例を研修し、いじめ問題に対して、共通の認識をもつために、校内研などの場を使つての、アンケート調査の実施方法や活用法、正しい知識、いじめ対策へのスキルアップなどを全教職員で行う。

⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめ問題の難しさは、感受性や人間関係は、一人一人違うというところにある。もちろん、いじめ問題では、どのような些細な兆候でも、見逃してはならないが、それに対する取り組みには、温度差も生じてしまう可能性が大きい。そこで、全教職員が学校長のリードで、同じ方向に向かい、具体的な方策を共有し、教職員が、協働で取り組む。

⑧ 行事、会議を精選し、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

中学生の自主性や自治力は、教職員の寄り添いから向上すると実感している。特に、いじめ問題においては、感覚的な複雑な問題もあるので、慎重に考えなければならない。生徒が勝手に行うことは、決して自治力ではない。そこでの企画を実践に結びつけるための手立ては、教えて支えていかなければならない。放課後等の時間に、生徒の活動には、常に教職員が寄り添い、生徒の問題も受け止め、解決方法なども指導、支援していくことが必要である。

⑨ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするよう心がける。

生徒は、学校の中だけに存在する者ではなく、社会の中で生活しているのである。他機関との連携に抵抗を感じる教職員も少なくない。学校での問題は、学校で解決させようとする责任感からの発想と思われるが、学校教育の中で生徒にできる指導や支援は、限られている。学校に関係する市の相談や児童相談所、警察などと連携し、学校も社会の中に存在していることを理解した取り組みを充実させることは、いじめのような多岐にわたる問題には、大切だと考える。

⑩ 児童・生徒が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

中学校での生徒会活動は、学習と同じように社会生活に欠かせない資質や能力を育てるものである。特に、学習面以外で、生徒が自己肯定感や自己有用感（自分の存在を自分で認めることが出来る自信）を得ることは、中学校生活を充実させて行く上でも大切なことになる。生徒会活動（委員会活動や部活動）や地域でのふれあい活動、ボランティア活動など、活動を評価し、自信を持たせることは、自己コントロールのできる生徒を育てていくことにつながると考える。

4、早期発見の取組

（1）いじめの早期発見に関する基本的な考え

中学生の「いじめ問題」は、大人社会への反抗期でもあり、自立に向かう時期でもあることから、その問題の深刻さに対して、表面化したり、表現できないわかりにくさが課題と言える。まずは、未然防止のための様々な対策から、教師との信頼関係をつくることが重要であると考え。さらに、

感受性の強い中学生の内面にせまる方策を実施し、いかなる生徒にも、自力で解決できない傷つきや人間関係の躓きがあることを前提に、早期発見に努めることが全教職員の責務と認識する。

(2) いじめを早期に発見する方策

① 日々の観察を怠らない。

休み時間、昼休み、放課後など、生徒たちの様子に目を配る。「生徒とともに教職員が活動する」ことを目指し、生徒たちと一緒に過ごす時間を大切にする。

観察の視点・方法

- * 担任を中心に教職員は、学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようなかを把握する。ちょっとでも気になる時には、教育相談を行う等、素早い指導を心がける。
- * 生活ノートや連絡帳の活用により、情報交換したり、担任と生徒・保護者と連絡を密に取ったりすることで、信頼関係の構築を図りながら、早期発見を目指す。

② 定期的な教育相談（学校カウンセリング）を機能させる。

日常生活の中での教職員の声かけ（相談のチャンスをつかむ）等も含め、生徒と日頃から気軽に相談できる環境や信頼関係を築いていく。

教育相談を充実させる方策

- * 学年職員（担任）による日常的な教育相談や定期的な教育相談週間をもうけ、相談体制を確立する。
昼休み・ふれあいの日・家庭訪問の実施・三者懇談・二者懇談
- * 保健主事・養護教諭（保健室）による教育相談の実施
- * SCによる教育相談の実施、SCとのコンサルテーションの実施。
- * 教職員のカウンセリングスキルの向上、生徒指導部を中心とした研修からの環流や研修会。

③ いじめ実態調査アンケートの実施

学年の実状、実態に応じ随時実施することを原則とする。全校では学期に1回（6月、11月、2月）「学校生活アンケート」の中で個々の人間関係の問題にもふれ、実態把握を行う。

アンケートの活用の方策

- * 学校生活に対する充実感や学習意欲、学級への所属感などの集計を行い、全体的な傾向と一人ひとりの生徒からの問題意識を把握する。→学校全体としての生徒指導の体制の見直し
- * 人間関係の項目は、一人ひとりの項目をチェックし、問題を抱えている生徒については、学級、学年で多くの教職員の目で、その生徒の様子について、情報を共有しあい、対策に結びつける。
- * 被害を感じている生徒のみではなく、加害者としての自覚のある生徒についても、個別に関わり、生徒の抱えている問題を理解し、早期に解決の方向に指導、支援する。

5、いじめへの対処

(1) いじめの対処に関する基本的な考え

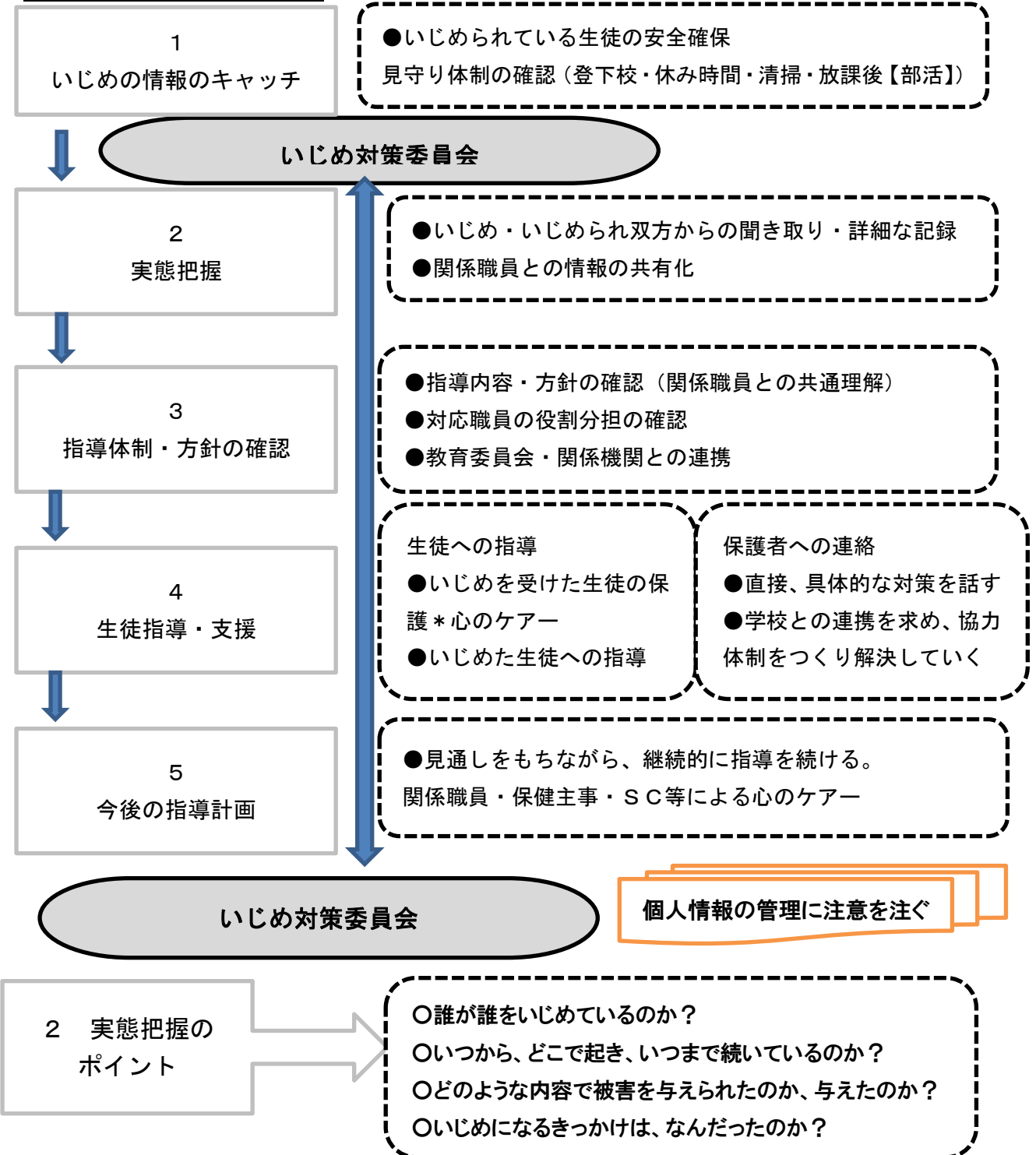
いじめの兆候を発見した際は、問題の軽重に関係なく早期対応を行う。第一歩として生徒への聞き取りを迅速且つ丁寧に行い、状況に応じ、発見者→学級担任〔学年職員〕→生徒指導主事→管理

職への報告を行いながら学校全体で組織的に対応する。また、再発防止のために、いじめられている生徒を見守りながら、継続的に指導を進める。

*個人の判断で問題を収束を図らずに、関係者への報告をもって指導が完結できるようにする。

(2) いじめに対処するための方策

いじめの対応の基本的な流れ



(3) いじめに対処する際の留意事項

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうか、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。教職員の共通理解を図り、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

③重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、重大事態（その「疑い」がある場合も含む）に対処するため、速やかに対策委員会を設け、アンケート調査その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

※重大事態とは

- ア いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※相当の期間は30日以上を目安とする）
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

6、いじめ対策年間指導計画

- * いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための学校全体で組織的、計画的に取り組む。
- * 学校全体での組織体制を確認し、年間指導計画を立て同一歩調で取り組む。
- * 計画の作成には、生徒実態、地域や保護者との連携などに留意し、全体の見通しをもった対策を推進する。

	全体指導計画	防止対策
4月	いじめ対策委員会発足・指導内容・方針の確認 学級はじめ、学年集団づくり発足。 家庭訪問での聞き取り 実態調査 ・QU検査、アンケート調査の研修、検討 〔1年〕校外学習	1年生のSCによる観察・個人面談実施
5月	いじめ撲滅宣言 (学校・生徒会) 校外学習〔3年〕 校内研修	QUの実施〔1回目〕 ・分析と取り組み計画を検討
6月	親子道徳(全校) サイバー犯罪教室〔1年〕	いじめアンケート 〔学校生活アンケート〕実施
7月	エイズ命の講演〔3年〕 三者懇談いじめ対策委員会 薬物に関する講習会〔2年〕	
8月	地域パトロール SCの研修会〔夏の校内研〕	
9月	清流祭 いじめ対策委員会(2学期の計画)	
10月		QUの実施〔2回目〕結果の考察 (効果的な取り組みの共有化)
11月	地域研修会	いじめアンケート 〔学校生活アンケート〕実施
12月	いじめ対策委員会〔全校〕 三者懇談	
1月		
2月	いじめ対策委員会(一年間のまとめ)	いじめアンケート 〔学校生活アンケート〕実施
3月	いじめ対策について …次年度への計画と引き継ぎ	

道徳教育の推進

学校だより・啓発文・情報提供

継続的な観察・相談〔教育相談〕

集団づくり・人間関係づくり・授業づくり